

基本方針2 再生可能エネルギー等の利用促進

家庭や事業所から排出される二酸化炭素のうち、最も多いのは電力の使用による二酸化炭素です。

現在の生活を維持しつつ電力の使用量を削減するためには、太陽光発電等の再生可能エネルギーを活用することが重要です。

1. 太陽光発電・太陽熱利用設備の普及

【概要】

太陽光発電は、非常時用の電源として利用でき、自家消費やエネルギーの地産地消を行う分散型電源に適しており、引き続き普及促進します。

また、太陽熱利用給湯システムなど太陽熱利用設備を普及促進します。

【取り組み内容】

○太陽光発電・太陽熱利用設備の導入 【市民・事業者】

○太陽光発電システムの導入支援 【行政】

◆具体的な取り組み：住宅用太陽光発電システムを設置した名護市民を対象に設置費用の一部を補助

○太陽熱利用設備の普及促進 【行政】

○市施設の太陽光発電・太陽熱利用設備の導入 【行政】

2. その他の再生可能エネルギー等の普及

【概要】

風力・小水力等の再生可能エネルギーを利用した設備等の導入を検討します。

【取り組み内容】

○風力・小水力等発電施設の導入 【事業者】

○再生可能エネルギーに関する普及啓発 【行政】